



埼玉県報

第 2904 号
平成 29 年(2017 年)
5 月 30 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則（警察・文書課）
- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

訓令

- 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令（警察・文書課）

告示

- 旅費システム運用関連機能改修業務に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 荒川右岸用排水土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示(政策調査課)
- 埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示(政策調査課)
- 県道青梅秩父線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 県道青梅秩父線の供用の開始(飯能県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額(経営管理課)
- 埼玉県立小児医療センターの生体情報モニタリングシステムの調達に関する入札公告(経営管理課)
- 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(監査第一課)
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(審査調整課)
- 埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(収用委員会事務局)

規 則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5月30日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第20条を第21条とする。

第19条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第20条とする。

第18条第1項第1号中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号ア」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条第2項中「第11条第2項第1号」を「第12条第2項第1号」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条中「により、」の次に「同条第1項に規定する」を加え、同条を第13条とする。

第11条第1項第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項第1号ア中「第4条第15号」を「第4条第1項第9号」に、「第134条」を「第134条第1項」に、「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同号イ中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「第11条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に、「第17条第1号」を「第18条第1号」に、「第15条各号」を「第16条各号」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条中「第2条第6項第2号」を「第2条第9項第2号」に、「第2条第6項第1号」を「第2条第9項第1号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1号及び第2号中「第2条第6項第1号」を「第2条第9項第1号」に改め、同

条第3号中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(要配慮個人情報)

第2条 条例第2条第4項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第23条第8号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第11号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第24号中「第20条」を「第21条」に改める。

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則の一

部改正)

第2条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則
(平成24年埼玉県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号ア」に改め、同第3項中
「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の
出入国管理に係る特例法の一部を改正する等の法律」を「出入国管理及び難民認定法及
び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一
部を改正する等の法律」に改める。

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則の一
部改正)

第3条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則
(平成27年埼玉県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号ア」に改める。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一―七一

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県人事委員会規則一―五〇号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「第五条から第七条まで」を「第六条から第八条まで」に改める。

第二十条を削る。

第十九条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第三項第一号中「第九条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第百三十四条」を「第百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項

第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第

二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

別表中「（第十八条関係）」を「（第十九条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県警察本部訓令第17号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年5月30日

埼玉県警察本部長 鈴木 三 男

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令等の一部を改正する訓令

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部改正)

第1条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第8号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第11号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第21条とする。

第19条第3項第1号中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に改め、同条を第20条とする。

第18条第1項第1号中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号ア」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条第2項中「第11条第2項第1号」を「第12条第2項第1号」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条中「規定により、」の次に「同条第1項に規定する」を加え、同条を第13条とする。

第11条第1項第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項第1号ア中「第4条第15号」を「第4条第1項第9号」に、「第134条」を「第134条第1項」に、「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同号イ中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「第11条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に、「第17条第1号」を「第18条第1号」に、「第15条各号」を「第16条各号」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条中「第2条第6項第2号」を「第2条第9項第2号」に、「第2条第6項第1号」を「第2条第9項第1号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1号中「第2条第6項第1号」を「第2条第9項第1号」に改め、同条第2号中「第2条第6項第1号」を「第2条第9項第1号」に改め、同条第3号中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(要配慮個人情報)

第2条 条例第2条第4項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手

続が行われたこと。

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正)

第2条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正(平成24年埼玉県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号ア」に改める。

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第3条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正(平成27年埼玉県警察本部訓令第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号ア」に改める。

(警察情報管理システム等運用管理規程の一部改正)

第4条 警察情報管理システム等運用管理規程(平成23年埼玉県警察本部訓令第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「第2条第6項」を「第2条第9項第1号」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
旅費システム運用関連機能改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年4月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
84,888,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
50,271,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

プライム薬局	めいと松原団地 訪問介護事業所	なごみ居宅介護 支援事業所	すみれ薬局 ふじみ野	すみれ薬局 上福岡	愛の家グループ ホーム戸田笹目	有料老人ホーム サニーライフ 戸田公園	共立歯科医院	名称		
深谷市国済寺 四六五一	草加市松原 五〇四一四 めかりビル 二〇六号室	入間市小谷田 一六二一 富士会館内	ふじみ野市 うれし野 二一五七	ふじみ野市大原 二一七一	戸田市笹目 二九一八	戸田市本町 二九一八	坂戸市三光町 四九一 田辺ビルF	所在地		
有限会社 メデア	株式会社 めいとケア	医療法人 永仁会	株式会社 イカール イカール	株式会社 イカール イカール	メデイカ サル・ケア 株式会社	株式会社 川島コーシ ポレシ ヨシ	櫻井 貢	開設者名		
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	訪問介護 訪問介護	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	共同生活対応型 認知症対応型 生活介護	施設入居者 特定 生活介護	介護予防居宅 療養管理指導	サービスの種類
平成二十九年 五月一日	平成二十八年 四月一日	平成二十八年 十一月一日	平成二十九年 三月一日	平成二十九年 三月一日	平成二十九年 四月七日	平成二十九年 五月一日	平成二十九年 三月一日	指定年月日		

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	あねとす 訪問介護	パナソニック エイジリック シティ 北	草加ケアセンター そよ風	訪問介護 ちやのみ
変更事項	事業所 名称	事業者 名称	事業者 所在地	事業所 所在地
変更前	在宅支援センタ あねとす訪問 介護	株式会社 スマイルハート	東京都港区 南青山一 二一四ユニ マ ット青山ビ ル	狭山市新狭山 二一六―五九
変更後	あねとす 訪問介護	エイジライフ 株式会社	東京都港区北 青山二一七 一三プラセオ 青 山ビル	狭山市柏原 二二三〇―一
サービスの種類	訪問介護 介護予防 訪問介護	福祉用具貸与 福祉用具販 売 特定福祉 用具販売 介護予防 福祉用具貸 与 介護用具防 福祉用具販 売	通所介護 短期入所 生活介護 介護予防 通所介護 介護予防 短期 入所生活 介護	訪問介護 介護予防 訪問介護

告 示

埼玉県告示第六百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

訪問介護 わたや		医療法人岸田会 さしだ歯科吉見 診療所		厚友クリニック 若葉			はくれん 在宅クリニック		名称
北葛飾郡杉戸町清地 三―八―二二		比企郡吉見町大和田 一九七―二		鶴ヶ島市富士見 一―九―三四―一F			春日部市中央三―五 一―四―サンウエス ティン一〇三		所在地
介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	訪問リハビリテ― ション	訪問看護	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	サービスの種類
平成二十九年 三月三十一日		平成二十九年 四月一日		平成二十九年 四月一日			平成二十九年 三月三十一日		廃止年月日

告示

埼玉県告示第六百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
佐藤小児科クリニック	仁会 医療法人 泰	川口市並木一―二―二四	平成二十九年四月一日
南はとがや泌尿器科・内科クリニック	山中 弥太郎	川口市南鳩ヶ谷一―七―一	平成二十九年五月一日
はくれん在宅クリニック	大津 敦子	春日部市豊町三―五―七	平成二十九年四月一日
戸田公園オアシスクリニック	佐藤 文昭	戸田市本町四―一四―一〇 秀栄ビル二階	平成二十九年五月一日
大野眼科クリニック	大野 尚登	朝霞市西原二―一四―一八	平成二十九年五月一日
越生メディカルクリニック	仁会 医療法人 蒼一	入間郡越生町黒岩一九九―	平成二十九年四月一日

上尾ファミリー歯科	グレースデンタルクリニック埼玉東分院	じりん歯科医院	厚友クリニック	ふかさく眼科	急患診療所	片山診療所	アイルみずほ台内科 クリニック	じゅんファミリー クリニック	ふじみ野こころの クリニック	はなみずき小手指 クリニック
石田 悠哉	慶実会 医療法人社団	諸橋 利朗	厚友クリニック 医療法人社団	医療法人社団 Trinity	鶴ヶ島医師会立休 急患診療所	近江 健太郎	尾泉 健士	佐藤 純	米谷 充	吉原 泉
上尾市小敷谷八八〇	春日部市中央二二六 一階 九 第五アオビル	川口市安行慈林一七五 一階	鶴ヶ島市五味ヶ谷二 三〇一 七	幸手市幸手五二六 二一七	坂戸市石井二三二 七一五	新座市片山二一 一六一六	富士見市東みずほ 台一三 一四 高野ビル ディング 店舗一〇三号室	富士見市ふじみ野 西一 一七 三 ハピネス ビル ふじ み野一 F一B	富士見市ふじみ野 西一 一七 三 ハピネス ビル ふじ み野五 一B	所沢市小手指町一 一六一 四
平成二十九年 四月一日	平成二十九年 四月一日	平成二十九年 四月一日	平成二十九年 四月一日	平成二十九年 四月一日	平成二十九年 三月二十八日	平成二十九年 四月一日	平成二十九年 五月一日	平成二十九年 五月一日	平成二十九年 四月一日	平成二十九年 四月一日

工業団地福祉センター 歯科医院	若月 裕文	草加市青柳三―七―二〇	平成二十八年 六月一日
クレア歯科・矯正歯 科	白石 有香	熊谷市上之一七九一―一	平成二十九年 四月一日
よねだ歯科クリニック	米田 武史	比企郡滑川町月輪一五―八 ―四一	平成二十八年 二月一日
川島デンタルクリニック	林会 美	比企郡川島町伊草九六―一	平成二十九年 三月十五日
加藤デンタルクリニック	加藤 恒年	秩父郡小鹿野町小鹿野三五 四―一	平成二十九年 四月一日
いのうえ歯科クリニック	&B 医療法人 H	桶川市泉一―七―二二	平成二十九年 三月一日
アイリス調剤薬局 南鳩ヶ谷店	サンパークス 株式会社	川口市南鳩ヶ谷一―七―一	平成二十九年 五月一日
薬局キューピー・フ アーマシー緑町店	株式会社 ン・ポイント二	春日部市緑町四―一三―二	平成二十九年 四月一日
クニサキ薬局	有限会社 国 東	蕨市塚越六一―八―五	平成二十九年 四月三日
さくら薬局 上尾二 ツ宮店	河北調剤株式 会社	上尾市二ツ宮九五五―一	平成二十九年 四月一日
リボン薬局	株式会社 ポロ薬品 ア	草加市氷川町七九九―一	平成二十九年 四月一日

宮地薬局	アポロメデイカル ホールディングス 株式会社	秩父市中宮地町四―三三	平成二十九年 四月一日
あおぞら薬局	アポロメデイカル ホールディングス 株式会社	秩父市本町五―一	平成二十九年 四月一日
アイランド薬局	アポロメデイカル ホールディングス 株式会社	秩父市相生町一五―六	平成二十九年 四月一日
アイランド薬局 秩父永田店	アポロメデイカル ホールディングス 株式会社	秩父市永田町一―一六	平成二十九年 四月一日
ナカマチ薬局	アポロメデイカル ホールディングス 株式会社	坂戸市仲町九―一	平成二十九年 四月一日
草加八潮医師会訪問看護ステーション	一般社団法人 草加八潮医師会	草加市中央一―五―二二	平成二十八年 十月一日
訪問看護ステーション デューン所沢	株式会社 N・フ イールド	所沢市松葉町一〇―一 野口ビルディング二〇― 号室	平成二十九年 五月一日
熊谷中央訪問看護リハビリステーション	高橋商事株式会 社	熊谷市肥塚三―六―三〇 クリスタルKUMAGA YAA-103	平成二十九年 二月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所	
			所在地	指定年月日
石川 あずさ		足立たま整骨院	東京都足立区扇二―二五 一扇橋会館六階	平成二十九年 五月一日
高田 樹和		寺畑整骨院	F 東京都中野区野方五―二 三―八 K Y O Z O ビル一	平成二十八年 十二月二十六 日
村山 順平		鍼灸整骨院 新所沢東口駅前	第三トレビビル一F 所沢市松葉町一―一三	平成二十九年 四月七日
齋藤 和洋		斉藤鍼灸接骨院	深谷市西島五―五―九	平成二十九年 四月一日
北川 睦		むつみ接骨院	深谷市上柴町東一―二四 一―四	平成二十九年 四月二十七日
柳沼 雄一		柳沼接骨院	上尾市上平中央一―二四 一―	平成二十九年 四月一日
武田 直樹		狭山ヶ丘バラン ス整骨院	所沢市狭山ヶ丘一―二九 九四―一―一〇五	平成二十九年 三月二十五日
井手 友広		友広接骨院	富士見市針ヶ谷二―一九 一―〇 センチュリーアネ ックスD	平成二十九年 五月一日
井口 大成		やわらぎ整骨院	入間市野田一三八三―五	平成二十九年 四月一日

安岡 博之	天池 雄哉	田上 俊和		久野 由博	松本 啓一	清水 結梨	田中 瑠人	八幡 義輝	横川 麻衣
KEIROW 坂戸ステーション	訪問マッサージ KEIROW 新座北ステーション	KEIROW 三郷中央ステーション	KEIROW 越谷間久里ステーション	中井スポーツ鍼灸院	中井スポーツ鍼灸院	優癒マッサージ治療院 所沢店	カナオ治療院	やわらぎ整骨院	大宮きしき町接骨院
坂戸市三光町一〇一三	新座市野火止六一一四一 一八ヴァンベール二〇二	三郷市早稲田二一三〇一 八ディアコート一〇二	越谷市下間久里九六一四 松崎ビル一F	流山市南流山一〇一九一 七	流山市南流山一〇一九一 七	所沢市東所沢一〇二四一 七	所沢市緑町二一三〇八	狭山市入間川三一三一 五 イオン武蔵狭山一F	さいたま市大宮区吉敷町 一〇八一一一H一Iビル ディング三〇B
平成二十九年 五月二日	平成二十九年 五月一日	平成二十九年 四月二十七日		平成二十九年 五月一日	平成二十九年 五月一日	平成二十九年 五月一日	平成二十九年 四月二十五日	平成二十九年 五月十二日	平成二十九年 五月一日

竹内 剛	菊池 茜	宇田川 宏明	塩原 太之	堀 純	野本 桂子
結び鍼灸マツサ ー ジ院	まごころ練馬鍼灸 治療院	まごころマツサ ー ジ治療院	セリオ治療院 本庄	まごころ治療院	まごころ治療院
東京都足立区保木間二 六 一 三 リ ヴ 竹 の 塚 二 〇 四	東京都練馬区田柄五 一 二 七 一 八 一 B 一	東京都足立区綾瀬二 一 二 〇 一 二 イ ー ス ト ビ ル 二 〇 二	本庄市前原二 一 六 一 一 五 森川マンション二 〇 四	さいたま市浦和区領家五 一 一 二 一 八 ブナサワ ビル二階 二〇一 号室	さいたま市大宮区桜木町 二 一 三 二 四 一 一 松本ビ ル 四 F
平成二十九年 四月二十五日	平成二十九年 四月二十四日	平成二十九年 五月一日	平成二十九年 五月一日	平成二十九年 四月十九日	平成二十九年 四月二十一日

告示

埼玉県告示第六百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
医療法人社団 春日部さくら病院	開設者 名称	開設者 名称	医療法人社団 愛和病院	医療法人社団 春日部さくら病院
医療法人社団 愛友会 上尾中央第二病院	開設者 名称	開設者 名称	医療法人社団 愛友会 上尾甞生病院	医療法人社団 愛友会 上尾中央第二病院
社会医療法人 東明会 原田病院	開設者 名称	開設者 名称	医療法人 東明会 原田病院	社会医療法人 東明会 原田病院
深谷赤十字病院	開設者	開設者	日本赤十字社 埼玉県支部	日本赤十字社

小川赤十字病院	開設者	日本赤十字社 埼玉県支部	日本赤十字社
久喜市休日夜間急患診療所	名称	久喜・白岡休日夜間急患診療所	久喜市休日夜間急患診療所
新三郷駅前眼科	名称	新三郷すぎた眼科	新三郷駅前眼科
にし眼科クリニック	名称	にし内科・眼科クリニック	にし眼科クリニック
まごころ薬局 本庄日の出店	名称	ファイン薬局 本庄日の出店	まごころ薬局 本庄日の出店
小川赤十字病院訪問看護ステーション	開設者	日本赤十字社 埼玉県支部	日本赤十字社

二 指定施術機関

砂田 常男	氏名		
砂田 常男	変更事項		
施術所所在地	施術所名称	変更前	変更後
戸田市上戸田二―三六一三	すなだ治療室	すなだ治療室	あさひの治療院
戸田市上戸田二―三八一〇―一F―B	あさひの治療院		

吉田 知弘	大井 一真	篠塚 羊	
施術所所在地	施術所所在地	施術所所在地	施術所名称
二 プレイス新御徒町二〇	二六 熊谷市美土里町二一	ツ南新宿六〇一 一五一一二 クラン	東洋医学伝統鍼灸 清 明院
一 クビル二階	一〇九 熊谷市美土里町二一	六 さいたま市桜区神田一	在宅マッサージ ひま わり
一 東京都台東区東上野	一 東京都台東区東上野	一 東京都渋谷区代々木二	一 東京都台東区東上野

告示

埼玉県告示第六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
内科・消化器科 岩下医院	川口市本町二一六一六	平成二十九年三月三十一日
佐藤産婦人科小児科	川口市並木一〇一八	平成二十九年三月三十一日
はくれん在宅クリニック	春日部市中央三一五一四サンウエステイン一〇三	平成二十九年三月三十一日
越生メデイカルクリニック	入間郡越生町黒岩一九九一	平成二十九年三月三十一日
埼玉メデイカルクリニック	所沢市小手指町一六一四	平成二十九年三月三十一日
ふじみ野こころのクリニック	富士見市ふじみ野西四一一一 エスペラントふじみ野三F	平成二十九年三月三十一日
片山診療所	新座市片山二一一一六	平成二十九年三月三十一日
坂戸市休日急患診療所	坂戸市石井二三二七一三	平成二十九年三月二十七日

所沢薬局	店 フラワー薬局 草加駅前 店 ト一階B区画	リボン薬局	アイン薬局 上尾二ツ宮店	クニサキ薬局	パール薬局 春日部店	医療法人 H&B いのう え歯科クリニック	小出歯科医院	医療法人 岸田会 きし だ歯科吉見診療所	医療法人社団 A・TEK 上尾ファミリー歯科	医療法人 清歯会 じり ん歯科医院	厚友クリニック若葉	ふかさく眼科
所沢市久米五四六一八	草加市氷川町二二二一三 フレアコ	草加市氷川町九三〇一三	上尾市二ツ宮九五五一	蕨市塚越六一一八一八	春日部市緑町四一三一二二	桶川市泉一八一二〇	秩父市野坂町二一三	比企郡吉見町大和田一九七一二	上尾市小敷谷八八〇	川口市安行慈林一七五一九	鶴ヶ島市富士見一八九一三四	幸手市幸手五二六二一七
平成二十九年 三月三十一日	平成二十九年 四月七日	平成二十九年 三月三十一日	平成二十九年 三月三十一日	平成二十九年 四月二日	平成二十九年 三月三十一日	平成二十九年 二月二十八日	平成二十九年 四月一日	平成二十九年 四月一日	平成二十九年 三月三十日	平成二十九年 三月三十一日	平成二十九年 三月三十一日	平成二十九年 三月三十一日

二 指定施術機関

町田 敏明	氏名		
	住所		
株式会社東京在宅サービス	名称	施 術 所	所 在 地
YKBマイクガーデン二〇一			
平成二十九年四月十五日	廃止年月日		

ナカマチ薬局	坂戸市仲町九一	平成二十九年三月三十一日
--------	---------	--------------

告 示

埼玉県告示第六百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所在地	休止年月日
医療法人社団彩恵会 今井内科クリニック	秩父市中宮地町四―三〇	平成二十九年四月二十日
医療法人 新青会 川口 工業総合病院附属こども クリニック	川口市栄町一―一八―一〇	平成二十九年四月一日

告示

埼玉県告示第六百六十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
飯嶋 竹夫	埼玉県熊谷市板井六百五十五番地	埼玉県熊谷市三本字宮裏六十一番ほか一筆	五、五九三
株式会社太陽フ アーム奈良	埼玉県熊谷市下奈良五百五十二番地三	埼玉県熊谷市中奈良字切新田千七百九番三ほか二筆	三、九六一
農事組合法人小 原営農	埼玉県熊谷市小江川二千八十七番地七	埼玉県熊谷市小江川字平八番ほか二十七筆	二六、八八〇
森 翔吾	埼玉県熊谷市新島二百番地十四	埼玉県熊谷市中奈良字明戸千五百四十三番ほか三筆	三、五七〇
宇津木 俊昭	埼玉県秩父市下吉田二千九十六番地十六	埼玉県秩父市下吉田字釜ノ上四千百四番一ほか一筆	一、一六六
相澤 初夫	埼玉県加須市平永四百六十一番地	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百二十六番一ほか五筆	五、三三八
青木 春夫	埼玉県加須市戸崎二百四十番地	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百三十二番一	九五九

正能 芳友	渋谷 一弘	栗原 肇	鎌田 武	鎌田 明	臼倉 恵一	今泉 光弘	今泉 隆夫	阿部 弘正	阿部 宗治	阿部 信一
埼玉県加須市戸崎 二百四番地イ号	埼玉県加須市鴻荃 二千二百三十六番 地九	埼玉県加須市細間 千百十八番地	埼玉県加須市戸崎 四百八十二番地	埼玉県加須市戸崎 四百九十三番地	埼玉県加須市戸崎 二百四十五番地	埼玉県加須市戸崎 四百五十七番地	埼玉県加須市戸崎 四百四十三番地	埼玉県加須市戸崎 五百七十番地	埼玉県加須市戸崎 四百九十二番地	埼玉県加須市戸崎 三百九十一番地
埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百八十四 番一ほか四筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百七十二 番一ほか一筆	埼玉県加須市細間 字根付三百七十番 二ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十八 番一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百四十番 一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百五十七 番一	埼玉県加須市戸崎 字城附四百七十四 番一ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十三 番一ほか五筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百四十九 番一ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百十七番 一ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百二十番 一ほか五筆
四、〇六六	一、一三八	三、三五一	一、一八九	一、六八六	一、九一三	二、五六〇	四、三六〇	二、五六七	二、一七九	五、〇二九

小林 洋一	株式会社壽農園	岩崎 好男	岩崎 新一	アサヒ農研株式 会社	アグリグリーン 株式会社	渡邊 克行	有限会社早川農 場	藤間 牧雄	長濱 清茂	筑 洋一
埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地	埼玉県鴻巣市郷地 八百三十四番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千百九十四番地 二	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百八十六番 地二	埼玉県鴻巣市北根 千六百四十三番地	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 一番地一	埼玉県加須市戸崎 百二十一番地	埼玉県加須市平永 八百二十三番地一	埼玉県加須市戸崎 三百七十七番地	埼玉県加須市戸崎 三百八十四番地	埼玉県加須市戸崎 二百七十二番地
埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地二千二百 四十五番ほか九筆	埼玉県鴻巣市郷地 字下郷地九百二十 六番一ほか四十四 筆	埼玉県鴻巣市郷地 字中谷二千百三十 二番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千四百 七十番ほか五筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根三百五十番 一ほか四十二筆	埼玉県鴻巣市赤城 字大和田九百四十 七番ほか二十八筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百七十二 番一ほか四十一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百五十三 番一ほか七筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百六番一 ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百八十三 番一ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百三番一 ほか四筆
一〇、七七〇	三一、七七〇	四、一四八	六、三九六	三二、六〇七	五二、四八九	三五、二八九	六、七一九	五、九二九	三、二二〇	三、八四四

野口 弘	関口 昌昭	亀田 康好	押田 孝夫	大野 寛	石川 博康	農業生産法人株 式会社彩野グリ ーンファーム	大橋 一幸	三ツ木 宏之	肥留川 浩	鈴木 少一
埼玉県坂戸市大字 浅羽九百七十五番 地二	埼玉県坂戸市大字 浅羽千四百五十六 番地	埼玉県坂戸市大字 四日市場四百三十 五番地	埼玉県坂戸市大字 浅羽千四百九十一 番地の一	埼玉県坂戸市大字 北大塚八十八番地	埼玉県坂戸市中富 町六十八番地十一	埼玉県蓮田市大字 笹山五百八十六番 地一	埼玉県北足立郡伊 奈町大字小室九千 二百九十八番地八 グリーンヒルズ二百 二	埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地	埼玉県鴻巣市郷地 七百八十九番地	埼玉県鴻巣市北根 百七十一番地
埼玉県坂戸市大字 浅羽字内出八百九 十三番二ほか一筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字石原千五百 七十番一ほか一筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字場所六百八 十九番二ほか三十 一筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字石原千五百 五十二番一ほか一 筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字場所七百十 七番一ほか五筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字場所六百八 十八番一ほか三筆	埼玉県蓮田市大字 江ヶ崎字下百五十 七番ほか百筆	埼玉県蓮田市大字 駒崎字上郷二百十 三番	埼玉県鴻巣市屈巢 字千本木三千二百 八番ほか九筆	埼玉県鴻巣市郷地 字中谷二千六十七 番二ほか一筆	埼玉県鴻巣市赤城 字下千三百八番一 ほか七十九筆
二、〇七九	一、七五八	四四、二〇二	三、一九四	七、三二八	七、六三四	一一九、〇三八	一、三一二	一二、九二四	五、一三二	七三、一四八

高橋 文彦	清水 茂則	榊 由蔵	木口 和久	折茂 唯久	岩崎 一義	駒林 隼人	浅見 哲也	森田 武	増島 保次	藤野 誠
埼玉県児玉郡神川 町大字新里千六百 八十番地	埼玉県本庄市児玉 町宮内千三百五十 五番地	埼玉県深谷市西大 沼三百六十四番地 エンブレム三百一	埼玉県児玉郡神川 町大字新里千六百 八十九番地	埼玉県児玉郡神川 町大字原新田十二 番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市三百 十一番地五	埼玉県比企郡川島 町大字下小見野七 十七番地二	埼玉県比企郡川島 町大字中山千五百 十二番地	埼玉県坂戸市大字 浅羽九百七十四番 地	埼玉県坂戸市大字 浅羽千二百二十六番 地	埼玉県坂戸市大字 浅羽九百八十六番 地
埼玉県児玉郡神川 町大字新里字中北 原七百三十三番ほ か二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 五十二番ほか十六 筆	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字向 町千八百八十五番	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字下羽 根倉千九百五十七 番一	埼玉県児玉郡神川 町大字八日市字反 り町千二百八十六 番	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字上羽 根倉千九百八十四 番ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字下小見野字 辻ヶ谷戸町三十九 番	埼玉県比企郡川島 町大字中山字六地 蔵五百七十五番一 ほか四十六筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字場所七百七 十七番ほか二筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字場所七百九 十番ほか一筆	埼玉県坂戸市大字 浅羽字内出八百三 十番ほか四筆
六、 六八四	一〇、 〇四七	一、 六一〇	九〇三	二、 五一三	二、 六七四	一、 七三二	三七、 八七五	四、 七二四	二、 七四一	六、 〇一〇

中井 健一	埼玉県児玉郡神川 町大字新里二千七 百九十八番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字保木 野境九百二十三番 ほか五筆	五、 九七五
主山 義雄	埼玉県児玉郡神川 町大字新里千八百 十二番地	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字西北 原五百八十三番	四九六
町田 とよ子	埼玉県児玉郡神川 町大字新里三百十 五番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字北塚 原三百十七番ほか 八筆	一二、 三〇〇
町田 満壽穂	埼玉県児玉郡神川 町大字新里二千三 百七十六番地	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 一番ほか二十筆	三〇、 四三〇
茂木 宏之	埼玉県児玉郡神川 町大字二ノ宮二百 八十一番地	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 九番ほか二筆	四、 一三八

二 認可年月日

平成二十九年五月二十四日

告 示

埼玉県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年五月二十四日認可した。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

荒川右岸用排水土地改良区

二 事務所所在地

川越市

告 示

埼玉県告示第六百六十七号

平成二十八年埼玉県告示第三百五十八号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構首都圏ニューニュータウン本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
121,261,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,207,970部×4回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年4月4日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額

51,555,214円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年1月27日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 青梅秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字上名栗字山下一五七 六番一〇地先から同市大字上名栗 字山下一五七六番一地先まで		区 間
一三・六九〇 三八・六一	七・五〇〇 一三・八三	敷地の幅員 (メートル)
八〇・五四		延 長 (メートル)
道路改良事業による		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>青梅秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>飯能市大字上名栗字山下一五七六番一〇地先から同市大字上名栗字山下一五七六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年五月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年五月三十日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長八〇・五四メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年五月二十二日

指令川建セ第二七〇一〇一三号

二 検査済証番号

平成二十九年五月二十五日

川建セ第二九〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目千四百四十八番三、千五百十五番百十八 二筆

の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸百八十四番地十六

鳩山町長 小峰 孝雄

告 示

埼玉県病院事業告示第十一号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月一日から施行する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第五号の項に次のように加える

脳ドックの料金	一回につき 四三、二〇〇円
胃がん検診（胃内視鏡検査であつて、熊谷市が行うものをいう。）の料金	一回につき 一五、四五四円
大腸がん検診（便潜血検査であつて、熊谷市が行うものをいう。）の料金	一回につき 一、一八八円
肺がん（結核）検診（熊谷市が行うものをいう。）の料金	一回につき 五、三五九円
胸部X線検査 胸部X線検査 及び喀痰細胞 診	一回につき 八、九八八円

告 示

埼玉県病院事業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

生体情報モニタリングシステム 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年7月31日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井・松丸

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問
合せ先

〒330-8777 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

小児医療センター 用度担当 金垣

電話048-601-2200 ファクシミリ048-601-2201

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情
報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成29年
7月11日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年7月10日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成29年7月11日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成29年6月21日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年6月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Biological information monitoring system

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., July 11, 2017 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 10, 2017)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県監査委員告示第七号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年五月三十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 岩 崎 宏

埼玉県監査委員 石 井 平 夫

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第五条から第七条まで」を「第六条から第八条まで」に改める。

第十九条を削る。

第十八条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条」を「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項

第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第

二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年五月三十日

埼玉県労働委員会会長 野 崎 正

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第五条から第七条まで」を「第六条から第八条まで」に改める。

第十九条を削る。

第十八条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条」を「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同

条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

附 則

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年五月三十日

埼玉県収用委員会会長 白 鳥 敏 男

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条を削る。

第十八条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条」を「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二章第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

附 則

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。